

○国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正	平成16年10月27日	平成16年10月28日
	平成17年2月23日	平成17年4月1日
	平成17年11月16日	平成18年2月22日
	平成18年3月22日	平成19年3月22日
	平成19年3月27日	平成19年7月2日
	平成20年1月28日	平成20年3月3日
	平成20年4月1日	平成21年2月2日
	平成21年3月26日	平成21年6月23日
	平成21年12月7日	平成22年3月26日
	平成22年6月23日	平成22年11月24日
	平成23年3月28日	平成23年6月21日
	平成24年3月27日	平成24年5月22日
	平成25年2月27日	平成25年11月1日
	平成26年1月28日	平成26年3月26日
	平成26年7月29日	平成26年12月24日
	平成27年3月25日	平成28年2月19日
	平成28年4月25日	平成28年12月16日
	平成29年12月22日	平成30年3月30日
	平成30年10月26日	平成30年12月21日
	平成31年3月29日	令和元年11月29日
	令和元年12月20日	令和2年1月31日
	令和2年11月30日	令和3年3月26日
	令和4年3月29日	令和4年12月23日
	令和5年6月30日	

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 給与

第1節 基本給（第6条－第15条）

第2節 諸手当（第16条－第32条）

第3節 賞与（第33条－第38条）

第3章 給与の特例（第39条－第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に、この規程に定められていない事項のあるとき、若しくはこの規程と異なる定めのあるときは、労基法その他法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は、職員就業規則第3条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。ただし、非常勤職員及び職員就業規則第9条に規定する任期付職員については、別に定める。

（給与の支払）

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合において、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

3 いかなる給与も、学長が定めた諸規程に基づかずに職員に対して支給しない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給されない。

（給与の区分）

第5条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給 俸給、俸給の調整額及び教職調整額
- (2) 諸手当 俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、学長補佐手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、附属幼稚園等特別手当、超過勤務手当、夜勤手当、日直手当及び管理職員特別勤務手当
- (3) 賞与 期末手当及び勤勉手当

## 第2章 給与

### 第1節 基本給

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮し、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表（一）（別表第1）
- (2) 一般職俸給表（二）（別表第2）
- (3) 教育職俸給表（一）（別表第3）
- (4) 教育職俸給表（二）（別表第4）
- (5) 教育職俸給表（三）（別表第5）
- (6) 医療職俸給表（一）（別表第6）
- (7) 医療職俸給表（二）（別表第7）
- (8) 保育職俸給表（別表第7の2）
- (9) 特別職俸給表（別表第8）

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、学長が定める。

4 職員の職務の級は、学長が定める基準に従い決定する。

(号俸の決定)

第7条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、学長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、学長が定める

ところにより決定する。

- 3 職員（特別職俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては3号俸）とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（一般職俸給表（二）適用職員にあっては、57歳）を超える職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 前5項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（昇給の時期）

第8条 前条第3項から第5項までの規定による昇給の時期は、1月1日とする。

第9条 削除

（給与の計算期間）

第10条 給与の計算期間（賞与を除く。）は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給日）

第11条 基本給及び諸手当の支給日は、毎月1回、その月の17日とし、その月の基本給及び諸手当の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第7条第1項第3号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、18日）
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日（16日が休日に当たるときは、15日）

(3) 17日が休日に当たるとき 18日

2 学長は、特別の事情により必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

(非常時払い)

第12条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条第1項の規定による俸給の支給日前であっても、既往の労働に対する俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額を、その月の現日数から勤務時間規程第7条第1項の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(俸給の調整額)

第14条 学長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき俸給の調整額を支給する。

2 俸給の調整額は、俸給月額の100分の25を超えてはならない。

(教職調整額)

第15条 学長は、本学の附属学校に勤務する職員であって教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受けるもののうち、その属する職務の級が1級、2級又は特2級である者に対し、その者の俸給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項に規定する月額は、学長が定めるところにより、第27条第1項に規定する超過勤務手当相当額を含むものとする。

第2節 諸手当

(俸給の特別調整額)

第16条 学長は、管理又は監督の地位にある職員のうち学長が定める職員について、その特殊性に基づき、俸給の特別調整額を支給する。ただし、特別職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 俸給の特別調整額の月額は、別表第9に掲げる職名区分に応じた支給額とする。ただし、職員が複数の職名区分に該当する場合は、その職名区分のうち最も高い支給額を支給する。

3 俸給の特別調整額は、第27条第1項本文括弧書きの規定による勤務に対する超過勤務手当相当額を含むものとする。

4 学長が指定する監査室長、課長及び専任課長については、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、適用区分を「三種」とすることができる。

(初任給調整手当)

第17条 一般職俸給表(一)、教育職俸給表(一)及び教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で学長が定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、別表第10に掲げる期間の区分に応じて採用の日(採用後学長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員(以下「般(一)9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員と

なった日、般（一） 9 級以上職員等から般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、般（一） 9 級以上職員等以外の職員から般（一） 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一） 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事項の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある般（一） 9 級以上職員等が般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある般（一） 8 級職員等が般（一） 8 級職員等及び般（一） 9 級以上職員等以外の職

員となった場合

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で般（一）9級以上職員等以外のものが般（一）9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で般（一）8級職員等及び般（一）9級以上職員等以外のものが般（一）8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して次項に定める地域に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる地域に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 文京区 100分の18

3 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として学長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域が前項に掲げる地域に該当しなくなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、基本給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員であった者、検察官であった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、本学以外の

国立大学法人の職員、特別職に属する国家公務員又は地方公務員その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち学長が定めるものを使用される者(以下「行政執行法人の職員等」という。)であった者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長が定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第20条の2 職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合において、当該異動につき異動の前日に職員が在勤していた事業所の所在地及び当該職員の住居から当該異動の直後に当該職員が在勤する事業所の所在地までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した距離がいずれも60km以上であるとき(当該住居と事業所との間が60km未満である場合であって通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60km以上である場合に相当すると学長が認める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた事業所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として学長が定める場合は、この限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合には、広域異動手当は支給しない。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、特別職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等から貸与された宿舎に居住している職員その他学長が定める職員を除く。)

(2) 第23条(単身赴任手当)第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給

される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他学長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして学長が定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で学長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しな

ければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、学長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 7,000円

ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60km以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して学長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実状に変更を生ずることとなった職員で学長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして学長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が学長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、学長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、行政執行法人の職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適

用の直前の住居（当該住居に相当するものとして学長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が学長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の学長が定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他学長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して学長が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として学長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第23条 事業所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の学長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して学長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して学長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて別表第11に定める額を加算した額）とする。
- 3 行政執行法人の職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他学長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して学長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第24条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理者手当
- (2) 産業医手当
- (3) 作業主任者手当
- (4) 高所作業手当
- (5) 異常圧力内作業手当
- (6) 教員特殊業務手当
- (7) 教育実習等指導手当
- (8) 教育業務連絡指導手当
- (9) 講演会講師等手当

3 前項に規定する特殊勤務手当（第6号及び第9号を除く。）に係る特殊業務に、勤務時間規程第5条に規定する所定勤務時間を超え、又は同規程第7条に規定する休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第30条の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

4 衛生管理者手当、産業医手当及び作業主任者手当は、国立大学法人お茶の水女子大学安全衛生管理規則第8条、第12条及び第13条に定める衛生管理者、産業医及び作業主任者（以下「安全衛生管理者等」という。）に選任され、同条に定める業務を遂行した者に支給するものとし、手当の額は、1月につき、次の表に掲げる職種区分に応じて定める額とする。

職種区分	手当額
衛生管理者	2,000円
産業医	8,000円

作業主任者	1,000円
-------	--------

- 5 講演会講師等手当は、役員、副学長又は副学長（事務総括）から依頼を受けて、本学が関係する講演会又は講義等において講師等として業務を遂行した者に支給することができるものとし、手当の額は、1時間当たり10,000円とする。ただし、その講演会又は講義等における業務内容や形態等により、これにより難しいときは、学長がその額を増額し、又は減額することができる。

（入試業務手当）

第24条の2 入試業務手当は、教授、准教授、講師、助教、助手及び附属高等学校教員が大学の入学試験業務に従事した場合に支給する。

- 2 入試業務手当の額については、学長が別に定める。

（学長補佐手当）

第24条の3 学長補佐のうち、学長補佐手当の支給対象として学長が指定する業務を担当する学長補佐に、学長補佐手当を支給する。

- 2 学長補佐手当の月額は、20,000円とする。

- 3 前項の額は、業務遂行の困難度等に応じ、月額30,000円を超えない範囲内で学長が増額し、又は減額することができる。

（義務教育等教員特別手当）

第25条 本学の附属学校に勤務する教員（副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸の別に応じて、学長が定める。

（主幹教諭手当）

第25条の2 本学の附属学校に勤務する職員であって教育職俸給表（二）及び教育職俸給表（三）の適用を受けるもののうち、その属する職務の級が2級である主幹教諭に対し、主幹教諭手当として月額30,000円を支給する。

（附属幼稚園等特別手当）

第25条の3 本学の附属幼稚園に勤務する副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、保育所に勤務する主任保育士及び保育士には、附属幼稚園等特別手当を支給する。

- 2 附属幼稚園等特別手当の額は、学長が別に定める。

（給与の減額）

第26条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第7条に規定する休日（同規程

第8条の規定により休日を振り替えた職員にあっては、当該振り替えた後の休日である場合、同規程第20条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第27条 勤務時間規程第5条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 次号以外の日における勤務 100分の125

(2) 勤務時間規程第7条の規定による休日の勤務 100分の135

2 勤務時間規程第5条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第7条第1項第2号の規定による休日の勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

第28条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第29条 第26条（給与の減額）に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第27条（超過勤務手当）及び前条（夜勤手当）の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の

端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第30条 第26条から第28条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(日直手当)

第31条 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、学長が定めた額を日直手当として支給する。

2 前項の勤務は第27条(超過勤務手当)から第28条(夜勤手当)までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第16条(俸給の特別調整額)第1項の規定に基づき俸給の特別調整額の支給を受ける職員のうち学長が定める職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第7条の規定に基づく休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第16条(俸給の特別調整額)第1項の規定に基づき俸給の特別調整額の支給を受ける職員のうち学長が定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、別表第12に定める額とする。

### 第3節 賞与

(期末手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(懲戒解雇を除く。)した職員(第41条第7項の規定の適用を受ける職員及び学長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び第36条において同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、別表第13の適用を受ける職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（別表第14の適用を受ける職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、その額に俸給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の120を乗じて得た額（特定管理職員にあっては100分の100を乗じて得た額、特別職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の62.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第15に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は学長が定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第35条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第16条の規定により当然解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上

の刑が定められているものに限りに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、学長が定めた期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月

以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定める割合及び勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（懲戒解雇を除く。）した職員（学長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職（懲戒解雇を除く。）した職員にあつては、退職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第33条（期末手当）第2項の「役職段階別加算額」の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

5 第34条及び第35条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条（勤勉手当）第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条（勤勉手当）第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する学長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第37条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、基準日に在職する職員に対して、基準日が6月1日にあつては6月30日に、12月1日にあつては12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

第38条 削除

第3章 給与の特例

（特定の職員についての適用除外）

第39条 第27条（第1項本文括弧書きの規定による勤務にかかるものを除く。）及び第28条までの規定は、第16条に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける職員には適用しない。

2 年俸制適用職員については、別に定める。

（給与の支給方法）

第40条 基本給、諸手当及び賞与の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（休職者の給与）

第41条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第22条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償等及び労災保険法第14条による休業補償給付等を受ける者については当該休業補償等及び休業補償給付等を受ける額に相当する額を除いた額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第22条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教職員が結核性疾患となり休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第22条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第22条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第22条に基づく学長が定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、学長の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 職員就業規則第22条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条(期末手当)第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職(懲戒解雇を除く。)したときは、同項の規定により学長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、学長が定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第41条第7項」と読み替えるものとする。

(俸給の半減)

第42条 第26条(給与の減額)の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(学長が定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

(勤務しない期間の範囲)

第42条の2 前条の勤務しない期間には、病気休暇等(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は前条に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の勤務時間規程第7条に規定する休日、休日の振替日及びその他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等その他の日を除く。)が含まれるものとする。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 国立大学法人お茶の水女子大学安全衛生管理規則第27条の規定により同規則別表第2に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第28条第1項の事後措置を受けた場合

2 前項のその他の勤務しない日には、勤務時間規程第21条に規定する年次有給休暇(第4項において同じ。)又は同規程第28条に規定する特別休暇(第4項におい

て同じ。)を使用した日等が含まれるものとする。

3 第1項の生理休暇等その他の日は、次に掲げる日とする。

(1) 生理休暇等の日

(2) 生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の勤務時間規程第7条に規定する休日、休日の振替日及びその他のこの条に規定する病気休暇等の日以外の勤務しない日

(3) 1日の勤務時間の一部に勤務時間規程第25条第4項に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日

4 前項第2号の病気休暇等の日以外の勤務しない日には、年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。

(俸給の半額を減ずる日)

第42条の3 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(1) 生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の勤務時間規程第7条に規定する休日、休日の振替日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)

(2) 引き続き勤務しない期間が5日以上(当該期間における勤務時間規程第7条に規定する休日及び休日の振替日以外の日数が4日以上である期間に限る。)にわたる職員(本項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。)が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間規程第25条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤

務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

- 4 前項第2号の引き続き勤務しないには、同項第1号に該当して前項の規定により勤務しない期間が引き続いていないものとされる場合は含まれないものとする。

(育児休業中の給与)

第43条 国立大学法人お茶の水女子大学育児休業等規程（この条において「育児休業規程」という。）第3条第1項に規定する育児休業の承認を受けている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条（期末手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（学長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第36条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が定めるところにより、俸給月額を調整することができる。

- 5 職員が、育児休業規程第17条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第26条（給与の減額）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中の給与)

第44条 国立大学法人お茶の水女子大学介護休業等規程（この条において「介護休業規程」という。）第3条第1項に規定する介護休業の承認を受けている職員（この条において「介護休業職員」という。）のうち、1日単位での介護休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条（期末手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（学長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第36条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職

員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が定めるところにより、俸給月額を調整することができる。
- 5 介護休業職員のうち、1時間単位での介護休業をする職員又は介護休業規程第11条第1項に規定する介護時間をする職員には、第26条（給与の減額）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（配偶者同行休業中の給与）

第45条 国立大学法人お茶の水女子大学配偶者同行休業規程第4条に規定する配偶者同行休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が定めるところにより、俸給月額を調整することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間は給与法及び人事院規則等に準じて取り扱うこととする。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 施行日において適用される俸給表（以下「新俸給表」という。）及び新俸給表における職務の級は、この施行日の前日における給与法適用時における俸給表（以下「旧俸給表」という。）及び旧俸給表における職務の級を、別表第17により切り替えて決定する。
  - (2) 施行日の前日における旧俸給表の職務の級に在級した期間は、施行日において適用される職務の級に在級した期間に通算する。
  - (3) 施行日において適用される号俸又は俸給月額（以下「号俸等」という。）は、旧俸給表における号俸と同じ俸給月額の新俸給表における号俸（旧俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の俸給月額）とする。

- (4) 施行日の前日における号俸等を受けていた期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）は、施行日において適用される号俸等を受ける期間に通算する。
- (5) 施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、施行日の前日における号俸等を受けた日以後の期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）について行うものとする。
- (6) 施行日の前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当（以下この項において「諸手当」という。）を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、施行日において、この規程に基づく届出及び認定がなされたものとみなす。
- (7) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規程による在職期間又は勤務期間に通算する。
- (8) 施行日の前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、施行日において引き続き第41条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、施行日の前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。
- (9) 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため勤務時間規程第25条により病気休暇を承認された場合にあっては、施行日の前日における病気休暇の期間は、第42条に規定する勤務しない期間に通算する。

附 則（平成16年10月27日）

この規程は、平成16年10月27日から施行する。

附 則（平成16年10月28日）

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月16日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月22日）

- 1 この規程は、平成18年2月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

- 2 この規程の適用日の前日に在職し、引き続き適用日以後も在職する外国人教師については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に改正前の別表第9の「学部長」及び「会計課長」の区分により俸給の特別調整額を受けていた職員で、引き続き改正後の別表第9の「学部長」及び「チームリーダー」の区分により俸給の特別調整額を受けることとなる職員の同表の適用については、適用区分をそれぞれ「四種」を「三種」と読み替えて俸給の特別調整額を支給する。
- 3 平成20年3月31日までの間においては、第20条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成20年1月28日）

この規程は、平成20年1月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第20条第2項の改正規定は平成20年4月1日から、第36条第2項の改正規定は平成19年11月30日から適用する。

附 則（平成20年3月3日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、平成20年3月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月2日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に改正前の別表第9の適用を受けていた職員のうち、引き続き改正後の同表の同一の職名の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の特別調整額が施行日の前日において受けていた俸給の特別調整額に達しないこ

ととなる職員については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成21年3月26日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月23日）

- 1 この規程は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。ただし、第20条第2項第1号の改正規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第33条第2項及び第3項並びに第36条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」」と、「「100分の75」とあるのは「100分の40」」とあるのは「「100分の70」とあるのは「100分の35」」と、第36条第2項第1号イ中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号ロ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号イ中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同号ロ中「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 3 附則第1項の規定にかかわらず、第20条の改正規定について、平成21年度においては、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。
- 4 附則第2項の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成21年12月7日）

- 1 この規程は、平成21年12月7日から施行し、平成21年12月1日から適用する。ただし、第20条第2項第1号の改正規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成18年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この規程の適用日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）に

は、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものを除く。） 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 44 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職俸給表（三）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
医療職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

- 3 附則第 1 項の規定にかかわらず、第20条の改正規定について、平成21年度においては、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

- 4 第33条及び第36条の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成22年 3 月26日）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月23日）

この規程は、平成22年 6 月30日から施行する。

附 則（平成22年11月24日）

改正 平成29年12月22日

- 1 この規程は、平成22年12月 1 日から施行する。
- 2 平成30年 3 月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項から第 4 項までにおいて「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第42条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第 5 項及び第 6 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 5 項において「俸給月額減額基礎額」という。））
  - (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
  - (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100

分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号において同じ。）において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第15に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第15に定める割合を乗じて得た額）

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第36条第4項において準用する別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算

割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 6 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 36 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(6) 第 41 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 41 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 41 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 4 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 41 条第 4 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 41 条第 5 項 第 1 号から第 4 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 41 条第 7 項 第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額 (同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
一般職俸給表 (一)	6 級
教育職俸給表 (一)	5 級
教育職俸給表 (二)	4 級
教育職俸給表 (三)	4 級
医療職俸給表 (一)	6 級
医療職俸給表 (二)	6 級

3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

4 第 2 項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

5 附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 26 条から第 28 条及び第 43 条から第 44 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第

30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び準特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び準特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

6 附則第2項の規定が適用される間、第36条第2項第1号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975(別表第14の適用を受ける職員にあつては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(別表第14の適用を受ける職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

7 平成18年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月7日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程(第1号において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.59

(2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 第33条及び第36条の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成23年 3 月 28 日）

- 1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 の改正規定は、平成23年 1 月 1 日から適用する。
- 2 施行日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年 1 月 1 日において第 7 条第 3 項の規定により昇給した職員（同日における次に掲げる職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員の平成23年 4 月 1 日における号俸は、この項及び次項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
  - (1) 平成22年 1 月 1 日（以下「調整対象昇給日」という。）における第 7 条第 3 項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員（調整対象昇給日から平成23年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に俸給表の適用を異にする異動（以下「俸給表異動」という。）をした職員を除く。）
  - (2) 調整対象昇給日の前年の昇給日後に採用された職員の昇給の号俸数（以下「期間割昇給号俸数」という。）と、調整対象昇給日の昇給抑制がないものとした場合の期間割昇給号俸数とが等しくなる職員（以下「期間割非抑制職員」という。）
  - (3) 特定期間に俸給表異動した職員であって、調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなる職員又は期間割非抑制職員に該当することとなる職員
- 3 前項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員は、調整対象昇給日に第 7 条第 3 項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
  - (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（新たに職員となった日から調整日までの間に俸給表異動をした職員を除く。）で、号俸の決定過程において、採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月 1 日（一般職（一）7 級又は教育職（一）5 級以上の職員（以下「特定職員」という。）にあっては、同年10月 1 日）前となるもの
  - (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により辞職出向し、特定期間に人事交流等により引き続いて職員となった者のうち、号俸の決定過程において、再

計算した場合に、調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でないこととなるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に俸給表異動をした職員を除く。）

(3) 特定期間に俸給表異動をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び号俸の決定過程において再計算した場合に、調整対象昇給日に昇給しないこととなる職員を除く。）

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該俸給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、号俸の決定過程において採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月1日（特定職員にあっては、同年10月1日）前となる職員

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は育児休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、復職等の日又は同日後の最初の昇給日に復職時調整をした職員であって、当該復職時調整の号俸が、平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間に係る調整数について標準号俸数の号数等に1を加えた場合の復職時調整の号俸を下回ることとなるもの

4 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため勤務時間規程第25条により病気休暇を承認された場合の第42条の適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.025」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.3125」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則（平成23年 6 月21日）

この規程は、平成23年 6 月21日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日）

- 1 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成18年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月 7 日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程（第 1 号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年 3 月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月 1 日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程（以下「平成22年改正規程」という。）附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第 2 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
  - (1) 平成21年改正規程附則第 2 項第 1 号に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1
  - (2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
  - (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 3 平成24年 4 月 1 日において別に定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員（以下第 4 項及び第 5 項において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年 1 月 1 日、平成20年 1 月 1 日及び平成21年 1 月 1 日の第 7 条第 3 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項、第 4 項及び第 5 項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては 2 号俸）上位の

号俸とする。

4 平成25年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては2号俸）上位の号俸とする。

5 平成26年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年5月22日）

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第6条第2項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（平成22年改正规則附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が第42条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77

一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	特2級から4級	100分の7.77
教育職俸給表(三)	2級以下	100分の4.77
	特2級から4級	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
保育職俸給表	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
特別職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

- (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 準特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する準特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (5) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (7) 第41条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
  - イ 第41条第1項 前項及び前各号に定める額
  - ロ 第41条第2項又は第3項 前項並びに第2号、第3号及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第41条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第41条第5項 前項並びに第2号、第3号及び第5号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第41条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、第26条から第28条まで並びに第43条第5項及び第44条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び準特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成22年改正規程附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第5号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から

平成22年改正規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号、第3号及び第5号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第5号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ホ中「第5号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第5号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 第2項から第5項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 特例期間においては、第20条第2項第1号の適用は、「100分の15.5」とあるのは「100分の18」とする。

8 附則第1項の規定にかかわらず、附則第3項第5号及び第6号並びに前項の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成25年2月27日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日に第16条第1項に規定する俸給の特別調整額を受けている副校長については、当分の間、同条第2項の規定により算出した額と、同条第2項の規定により算出した額と俸給月額に100分の15を乗じて得た額との差額を合算した額を支給する。
- 3 前項に規定する者については、第20条第2項から第3項、第20条の2第1項、第30条及び平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第5項中、「俸給の特別調整額」とあるのは、前項により算出した合算額を「俸給の特別調整額」として適用する。

附 則（平成26年3月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に再雇用職員であって、引き続き施行日以後も再雇用職員として雇用される者及び平成26年4月1日に新たに再雇用職員として雇用される者については、改正後の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第6項中、「第36条第2項第1号イ」を「第36条第2項第1号」に、「同号イ」を「同号」に改める。

附 則（平成26年7月29日）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日）

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第36条第2項の改正規定は平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第2項の適用については、同規程による改正前の第36条第2項第2号イ中「100分の32.5」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と、同号ロ中「100分の40」とあるのは「100分の50」とする。
- 3 平成23年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第5項の適用については、同項中「100分の1.025」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の

102.5] とする。

附 則（平成27年 3 月 25 日）

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年 3 月 31 日までの間における改正後の第23条第 2 項に規定する単身赴任手当の月額は、26,000円とする。
- 3 平成27年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月 1 日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程（以下「平成22年改正規程」という。）附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 平成26年12月24日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第 3 項の適用については、同項中「100分の1.2375」とあるのは「100分の1.125」と、「100分の1.5375」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の82.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の95」とする。

附 則（平成28年 2 月 19 日）

- 1 この規程は、平成28年 2 月 19 日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成27年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第20条 2 項の規定は平成28年 1 月 1 日から、改正後の第36条第 2 項の規定は平成27年12月 1 日から、改正後の別表第11は平成28年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の第20条第 2 項の規定の平成28年 1 月 1 日から平成29年 3 月 31 日までの間における適用については、同条同項中「100分の17.5」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間について、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替える。

期間	読み替える字句
平成28年 1 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで	100分の16

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の16.5
-------------------------	-----------

- 4 改正後の第36条第2項の規定の平成27年12月1日における適用については、同条同項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。
- 5 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程において第36条第2項の規定を準用するにあたっては、平成28年3月31日までの間は、改正後の同条同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から適用する。  
附則第2項中、「平成30年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」に改める。
- 7 平成27年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第4項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の75」とあるのは「100分の80」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」とし、平成27年12月1日から適用する。ただし、平成27年12月1日における同項の適用については、同項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の75」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（平成28年4月25日）

この規程は、平成28年4月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月16日）

- 1 この規程は、平成28年12月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
ただし、改正後の第18条及び19条の規定は平成29年4月1日から適用し、第36条第2項の規定は平成28年12月1日から適用し、第44条第5項の規定は平成29年1月1日から適用する。
- 2 改正後の第36条第2項の規定の平成28年12月1日における適用については、同条同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同条同項第2号中「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 3 平成28年2月19日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第7項中、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「

100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。ただし、平成28年12月1日における同項の適用は、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」とする。

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「般(一)8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（般(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般(一)9級以上職員等から般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要

件を欠くに至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上職員等から般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、般(一)9級以上職員等以外の職員から般(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」

とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、般（一）9級以上職員等以外の職員から般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第18条第1項ただし書並びに第19条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第18条第3項及び第19条

の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「般(一)8級職員等」とあるのは「般(一)8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（般(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般(一)9级以上職員等から般(一)9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般(一)9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び般(一)9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（般(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9级以上職員等から般(一)9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9级以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、般(一)9级以上職員等以外の職員から般(一)9级以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9级以上職員等となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「般(一)8級職員等が般(一)8級職員等及び般(一)9级以上職員等」とあるのは「般(一)8级以上職員等が般(一)8级以上職員等」と、同項第6号中「般(一)8級職員等及び般(一)9级以上職員等」とあるのは「般(一)8级以上職員等」と、「が般(一)8級職員等」とあるのは「が般(一)8级以上職員等」とする。

附 則（平成29年12月22日）抄

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行する。

- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第36条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の第36条第2項の規定の平成29年12月1日における適用については、同条同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同条同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 4 平成28年12月16日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第3項の規定の平成29年12月1日における適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」とする。
- 6 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成27年1月1日の第7条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年3月30日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月26日）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日）

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第2項及び第36条第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の第33条第2項の規定の平成30年12月1日における適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の77.5」とする。
- 4 改正後の第36条第2項の規定の平成30年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」と

とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の97.5」とあるのは「100分の100」とする。

附 則（平成31年3月29日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日）

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和元年12月20日）

- 1 この規程は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第21条の規定は令和2年4月1日から適用し、第36条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の第36条第2項の規定の令和元年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、同項第2号中「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則（令和2年1月31日）

- 1 この規程は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に在職し、引き続き施行日以後も在職する主幹教諭については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月30日）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、改正後の第33条第2項の規定の令和2年12月1日における適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（令和3年3月26日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第25条の3の改正規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年12月23日）

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の第36条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

3 改正後の第36条第2項の規定の令和4年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和5年6月30日）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1(第6条第2項関係)  
一般職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				

65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2(第6条第2項関係)  
一般職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600

59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		

121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考

この表は、本学の附属小学校に勤務する調理師、その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第3(第6条第2項関係)  
教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700
25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700

59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			

121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

備考

この表は、本学の大学に勤務する教授、准教授、講師、助教その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第4(第6条第2項関係)  
教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	164,400	207,400	269,900	332,300	416,600
2	165,900	209,100	272,300	334,500	418,600
3	167,400	210,700	274,600	336,600	420,600
4	168,900	212,400	276,800	338,600	422,400
5	170,500	214,200	279,300	340,700	423,900
6	172,400	215,900	281,500	342,500	425,600
7	174,200	217,700	283,700	344,300	427,500
8	176,000	219,400	285,800	345,900	429,400
9	177,700	221,000	287,600	347,600	430,900
10	179,800	222,900	289,900	349,700	432,800
11	181,800	224,800	292,100	351,800	434,700
12	183,700	226,700	294,100	353,900	436,500
13	185,600	228,200	296,200	355,900	438,200
14	187,800	230,200	297,900	358,000	440,000
15	190,000	232,200	299,700	360,100	441,700
16	192,200	234,200	301,300	362,200	443,500
17	194,200	235,900	303,000	363,800	445,300
18	196,500	238,700	305,100	365,700	447,200
19	199,000	241,500	307,200	367,500	449,100
20	201,300	244,300	309,300	369,500	451,000
21	203,600	246,700	311,200	370,800	452,600
22	205,200	249,500	313,700	372,700	454,300
23	206,900	252,100	315,800	374,500	456,200
24	208,600	254,800	318,500	376,400	457,900
25	210,100	257,100	320,700	377,800	459,600
26	211,600	259,500	323,000	379,600	461,200
27	213,300	262,000	325,200	381,400	462,800
28	214,900	264,200	327,300	383,300	464,300
29	216,500	266,600	329,300	385,100	465,700
30	218,200	268,900	331,000	387,000	467,000
31	219,900	271,100	332,600	388,900	468,300
32	221,600	273,200	334,300	390,900	469,600
33	223,000	275,200	336,100	392,800	470,700
34	224,800	277,500	338,100	394,400	471,400
35	226,600	279,700	340,200	395,900	472,100
36	228,300	281,700	342,300	397,600	472,800
37	229,800	283,900	344,300	399,000	473,400
38	231,600	285,600	346,400	400,500	
39	233,400	287,500	348,600	401,900	
40	235,200	289,300	350,700	403,200	
41	236,800	290,800	352,500	404,600	
42	238,500	292,900	354,600	406,000	
43	240,100	294,900	356,500	407,400	
44	241,700	297,100	358,600	408,900	
45	242,900	299,100	360,200	410,300	
46	244,200	301,500	362,100	411,800	
47	245,500	303,700	364,000	413,300	
48	246,600	306,300	365,900	414,900	
49	248,000	308,600	367,500	416,400	
50	249,400	311,000	369,300	418,100	
51	250,600	313,300	371,200	419,800	
52	252,000	315,500	373,200	421,400	
53	253,100	317,500	374,900	422,800	
54	254,300	319,300	376,800	424,400	
55	255,600	320,900	378,600	426,000	
56	256,600	322,500	380,400	427,600	
57	257,800	324,300	381,900	429,200	
58	258,500	326,400	383,500	430,700	

59	259,600	328,500	385,100	431,900	
60	260,600	330,500	386,800	433,100	
61	261,800	332,500	387,900	434,200	
62	262,700	334,600	389,400	435,600	
63	263,800	336,800	390,800	437,100	
64	264,600	339,000	392,300	438,400	
65	265,900	340,700	393,500	439,400	
66	267,300	342,900	394,700	440,700	
67	268,700	344,900	396,100	441,900	
68	270,300	347,100	397,500	443,100	
69	271,600	348,900	398,700	444,100	
70	272,800	350,800	400,200	445,300	
71	274,000	352,800	401,700	446,500	
72	275,200	354,800	403,100	447,700	
73	276,400	356,500	404,500	448,900	
74	277,600	358,400	405,900	449,400	
75	278,900	360,200	407,300	449,800	
76	279,900	362,100	408,600	450,200	
77	280,800	363,900	409,600	450,900	
78	281,900	365,600	410,800		
79	283,000	367,300	412,000		
80	284,100	368,900	413,400		
81	285,000	370,300	414,600		
82	286,300	371,900	415,800		
83	287,600	373,500	416,800		
84	288,900	375,000	418,000		
85	289,600	376,100	419,200		
86	290,800	377,500	420,300		
87	291,800	378,900	421,400		
88	293,000	380,200	422,400		
89	294,000	381,400	423,600		
90	295,100	382,700	424,900		
91	296,300	383,900	426,300		
92	297,500	385,200	427,800		
93	298,100	386,200	428,900		
94	299,000	387,500	429,900		
95	300,000	388,900	430,800		
96	301,100	390,200	431,700		
97	302,300	391,500	432,600		
98	303,400	392,500	432,900		
99	304,400	393,600	433,200		
100	305,500	394,600	433,400		
101	306,400	395,300	433,600		
102	307,500	396,300	433,900		
103	308,600	397,400	434,200		
104	309,600	398,500	434,400		
105	310,200	399,500	434,600		
106	311,000	400,300	434,900		
107	311,800	401,100	435,200		
108	312,500	401,900	435,400		
109	313,500	402,700	435,600		
110	313,700	403,600	435,900		
111	314,200	404,400	436,200		
112	314,800	405,200	436,400		
113	315,400	406,100	436,600		
114	315,900	406,800	436,900		
115	316,500	407,500	437,200		
116	317,100	408,200	437,400		
117	317,500	408,600	437,600		
118	318,000	409,200			
119	318,400	409,700			
120	318,900	410,200			

121	319,200	410,500			
122	319,800	410,800			
123	320,400	411,100			
124	321,000	411,300			
125	321,400	411,500			
126	321,700	411,800			
127	322,000	412,100			
128	322,200	412,300			
129	322,400	412,500			
130	322,700	412,800			
131	323,000	413,100			
132	323,300	413,300			
133	323,500	413,500			
134	323,700	413,800			
135	323,900	414,100			
136	324,300	414,300			
137	324,500	414,500			
138	324,700	414,800			
139	325,000	415,100			
140	325,300	415,300			
141	325,500	415,500			
142	325,700	415,800			
143	326,000	416,100			
144	326,200	416,300			
145	326,500	416,500			
146	326,700				
147	326,900				
148	327,100				
149	327,500				
150	327,700				
151	327,900				
152	328,200				
153	328,500				

備考

(一) この表は、本学の附属高等学校に勤務する副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務が3級で、かつ、副校長である職員の俸給月額、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第5(第6条第2項関係)  
教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	164,400	180,200	268,100	296,000	406,700
2	165,900	182,300	270,500	298,600	408,300
3	167,400	184,400	272,800	301,400	409,900
4	168,900	186,600	275,000	303,800	411,500
5	170,500	188,600	277,500	306,300	412,600
6	172,400	190,700	279,700	308,400	414,000
7	174,200	192,900	281,900	310,700	415,500
8	176,000	195,100	284,000	312,800	417,100
9	177,700	197,100	285,800	314,900	418,400
10	179,800	199,700	288,300	317,200	419,900
11	181,800	202,300	290,700	319,600	421,400
12	183,700	204,900	292,900	322,100	422,800
13	185,600	207,400	295,100	324,500	424,300
14	187,800	209,100	297,100	326,400	425,600
15	190,000	210,700	299,100	328,300	426,900
16	192,200	212,400	301,000	330,400	428,200
17	194,200	214,200	302,900	332,300	429,500
18	196,500	215,900	305,100	334,500	430,800
19	199,000	217,700	307,200	336,600	432,000
20	201,300	219,400	309,600	338,600	433,300
21	203,600	221,000	311,800	340,700	434,400
22	205,200	222,900	314,100	342,500	435,600
23	206,900	224,800	316,100	344,300	437,000
24	208,600	226,700	318,500	345,900	438,300
25	210,100	228,200	320,700	347,600	439,600
26	211,600	230,200	323,000	349,400	440,800
27	213,300	232,200	325,200	351,300	441,800
28	214,900	234,200	327,300	353,200	442,900
29	216,400	235,900	329,300	355,000	443,900
30	218,100	238,700	331,000	356,800	444,700
31	219,800	241,500	332,600	358,500	445,500
32	221,500	244,300	334,300	360,400	446,400
33	222,800	246,700	336,100	361,700	447,300
34	224,500	249,500	338,100	363,400	447,800
35	226,200	252,100	340,200	364,900	448,300
36	227,800	254,800	342,100	366,700	448,800
37	229,200	257,100	344,000	368,500	449,300
38	230,900	259,500	345,900	370,100	
39	232,600	262,000	348,000	371,500	
40	234,300	264,200	349,900	373,200	
41	235,800	266,600	351,400	374,100	
42	237,500	268,900	353,200	375,500	
43	239,100	271,100	354,900	376,900	
44	240,700	273,200	356,600	378,400	
45	242,300	275,200	358,400	379,700	
46	243,800	277,500	360,100	381,400	
47	245,100	279,700	361,600	383,100	
48	246,400	281,700	363,300	384,700	
49	247,500	283,900	364,400	386,100	
50	248,800	285,600	365,900	387,600	
51	250,200	287,500	367,400	389,100	
52	251,300	289,300	369,000	390,500	
53	252,400	290,800	370,300	391,400	
54	253,800	292,900	371,800	392,800	
55	254,800	294,900	373,400	394,100	
56	255,800	297,100	374,900	395,100	
57	257,000	299,100	376,400	396,200	
58	258,000	301,500	377,800	397,300	

59	259,100	303,700	379,200	398,400	
60	260,100	306,300	380,500	399,700	
61	261,200	308,600	381,300	400,800	
62	261,900	311,000	382,500	402,000	
63	262,800	313,300	383,800	403,400	
64	263,400	315,500	384,900	404,700	
65	264,500	317,500	385,700	406,100	
66	265,900	319,300	386,800	407,300	
67	267,000	320,900	387,800	408,500	
68	268,300	322,500	388,900	409,600	
69	269,800	324,300	390,000	410,600	
70	271,300	326,400	391,100	411,700	
71	272,600	328,500	392,200	412,800	
72	274,000	330,500	393,400	413,900	
73	274,800	332,400	394,600	414,800	
74	275,800	334,500	395,700	415,600	
75	277,000	336,700	396,700	416,300	
76	278,000	338,900	397,800	416,800	
77	279,200	340,700	398,500	417,100	
78	280,200	342,600	399,400	417,600	
79	281,400	344,300	400,400	418,100	
80	282,300	346,100	401,500	418,600	
81	283,400	347,900	402,400	418,800	
82	284,200	349,800	403,100	419,100	
83	285,200	351,300	403,800	419,500	
84	286,200	353,200	404,500	419,700	
85	287,100	354,400	405,300	420,000	
86	288,000	356,000	406,100	420,400	
87	288,700	357,500	406,900	420,800	
88	289,700	359,000	407,600	421,100	
89	290,700	360,300	408,100	421,500	
90	291,600	361,600	408,800	421,800	
91	292,500	363,000	409,300	422,100	
92	293,300	364,400	410,000	422,300	
93	293,600	365,900	410,500	422,500	
94	294,300	367,200	410,800		
95	295,000	368,500	411,100		
96	295,800	369,700	411,300		
97	296,600	370,500	411,600		
98	297,400	371,600	411,900		
99	298,200	372,700	412,200		
100	298,900	373,800	412,700		
101	299,800	374,400	413,100		
102	300,300	375,300	413,400		
103	300,800	376,200	413,700		
104	301,300	377,100	413,900		
105	301,500	378,000	414,100		
106	301,800	379,000	414,400		
107	302,100	379,900	414,700		
108	302,300	380,900	414,900		
109	302,500	381,900	415,100		
110	302,700	382,800	415,400		
111	302,900	383,700	415,700		
112	303,200	384,600	415,900		
113	303,500	385,300	416,100		
114	303,700	386,300	416,400		
115	304,000	387,300	416,700		
116	304,300	388,300	416,900		
117	304,700	389,100	417,100		
118	305,000	389,700			
119	305,300	390,400			
120	305,600	391,100			

121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,400			
126		395,200			
127		395,800			
128		396,500			
129		397,200			
130		397,700			
131		398,100			
132		398,500			
133		399,000			
134		399,300			
135		399,600			
136		399,900			
137		400,200			
138		400,500			
139		400,800			
140		401,100			
141		401,400			
142		401,700			
143		402,000			
144		402,300			
145		402,500			
146		402,800			
147		403,100			
148		403,300			
149		403,500			
150		403,800			
151		404,100			
152		404,300			
153		404,500			
154		404,800			
155		405,100			
156		405,300			
157		405,500			

備考

(一) この表は、本学の附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうちその職務が3級で、かつ、副校長又は副園長である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第6(第6条第2項関係)  
医療職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額							
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		

59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

備考

この表は、本学の附属小学校に勤務する栄養士その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第7(第6条第2項関係)  
医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	

59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				

121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第7の2(第6条第2項関係)  
保育職俸給表

職務の級	1 級	2 級
号俸	俸給月額	俸給月額
1	172,300	223,500
2	173,500	225,300
3	174,800	227,200
4	176,000	229,000
5	177,000	230,700
6	178,600	232,600
7	180,000	234,500
8	181,500	236,300
9	182,800	238,100
10	184,200	239,700
11	185,700	241,100
12	187,200	242,600
13	188,600	244,100
14	190,000	245,800
15	191,500	247,400
16	192,800	249,100
17	194,400	250,600
18	196,000	252,300
19	197,800	253,800
20	199,300	255,400
21	200,700	256,300
22	202,400	257,600
23	204,200	259,000
24	205,900	260,400
25	207,500	261,700
26	209,300	263,400
27	211,200	265,000
28	213,000	266,700
29	214,900	268,100
30	216,400	269,500
31	217,900	270,600
32	219,400	272,000
33	220,700	273,400
34	222,000	274,400
35	223,400	275,800
36	224,500	276,800
37	225,800	278,100
38	227,300	279,400
39	228,700	280,600
40	230,200	281,900
41	231,300	283,300
42	232,500	284,900
43	233,700	286,500
44	234,900	288,000
45	235,800	289,600
46	236,900	291,200
47	237,900	292,800
48	238,800	294,400
49	239,600	295,800
50	240,500	297,300
51	241,700	298,900
52	242,500	300,300
53	242,900	301,500
54	244,100	302,700
55	244,700	303,900
56	245,300	305,300
57	246,200	306,800
58	246,900	308,200

59	247,800	309,800
60	248,500	311,400
61	249,300	312,500
62	250,000	314,100
63	250,600	315,400
64	251,100	316,900
65	252,000	318,100
66	253,000	319,500
67	254,100	320,600
68	255,000	322,000
69	256,000	322,700
70	257,200	323,900
71	258,100	325,100
72	258,900	326,400
73	259,500	327,800
74	260,600	328,500
75	261,600	329,200
76	262,500	329,900
77	263,300	330,700
78	264,300	331,400
79	265,300	332,200
80	266,100	332,900
81	267,100	333,200
82	267,700	333,500
83	268,500	334,200
84	269,400	334,500
85	270,000	334,900
86	270,900	335,200
87	271,600	335,600
88	272,500	336,000
89	273,200	336,500
90	274,000	336,900
91	274,800	337,200
92	275,700	337,500
93	276,100	338,100
94	276,800	338,500
95	277,400	338,700
96	278,100	339,100
97	278,800	339,500
98	279,600	339,900
99	280,300	340,400
100	281,000	340,800
101	281,600	341,000
102	282,100	341,300
103	282,500	341,600
104	283,000	341,900
105	283,200	342,400
106	283,500	342,600
107	283,800	342,900
108	284,100	343,300
109	284,500	343,700
110	284,800	344,000
111	285,200	344,500
112	285,600	344,800
113	285,900	345,100
114	286,200	345,500
115	286,500	345,800
116	286,900	346,000
117	287,200	346,200
118	287,500	346,600
119	288,000	347,000
120	288,400	347,400

121	288,600	347,600
122	288,800	
123	289,200	
124	289,500	
125	289,800	
126	290,100	
127	290,500	
128	290,900	
129	291,100	
130	291,500	
131	292,000	
132	292,300	
133	292,500	
134	292,800	
135	293,200	
136	293,500	
137	293,700	
138	294,100	
139	294,400	
140	294,700	
141	294,900	
142	295,100	
143	295,300	
144	295,600	
145	296,100	
146	296,300	
147	296,600	
148	296,900	
149	297,200	
150	297,400	
151	297,700	
152	297,900	
153	298,300	

備考

この表は、本学の保育所に勤務する主任保育士及び保育士に適用する。

別表第8(第6条第2項関係)

特別職俸給表

号俸	俸給月額
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考

この表は、学長が定めるものに適用する。

別表第9(第16条第2項関係)

職名区分		適用区分	支給額
副学長		一 種	130,000円
研究科長		三 種	85,000円
副理事		四 種	70,000円
学部長		四 種	65,000円
基幹研究院人文科学系長、人間科学系長及び自然科学系長		四 種	65,000円
評議員		四 種	60,000円
附属学校	部 長	四 種	65,000円
	校 長	四 種	65,000円
	副校長	四 種	52,000円
こども園長		四 種	65,000円
事務組織	副学長(事務総括)	一 種	130,000円
	理事補佐	二 種	80,000円
	学長が指定する監査室長、課長及び専任課長	三 種	65,000円
	監査室長、課長、専任課長、学長が指定する危機管理総括職	四 種	50,000円

別表第10(第17条第1項関係)

期間の区分	手当の額
1年未満	50,800円
1年以上 2年未満	50,800円
2年以上 3年未満	50,800円
3年以上 4年未満	50,800円
4年以上 5年未満	50,800円
5年以上 6年未満	50,800円
6年以上 7年未満	49,000円
7年以上 8年未満	47,200円
8年以上 9年未満	45,400円
9年以上 10年未満	43,600円
10年以上 11年未満	41,800円
11年以上 12年未満	40,000円
12年以上 13年未満	38,200円
13年以上 14年未満	36,400円
14年以上 15年未満	35,000円
15年以上 16年未満	33,600円
16年以上 17年未満	32,200円
17年以上 18年未満	30,800円
18年以上 19年未満	29,400円
19年以上 20年未満	28,000円
20年以上 21年未満	26,600円
21年以上 22年未満	26,000円
22年以上 23年未満	25,400円
23年以上 24年未満	24,400円
24年以上 25年未満	23,800円
25年以上 26年未満	23,200円
26年以上 27年未満	22,600円
27年以上 28年未満	22,000円
28年以上 29年未満	21,200円
29年以上 30年未満	20,900円
30年以上 31年未満	20,500円
31年以上 32年未満	19,900円
32年以上 33年未満	19,000円
33年以上 34年未満	18,100円
34年以上 35年未満	17,400円

## 備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第11(第23条第2項関係)

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

別表第12(第32条第2項関係)

区 分		支給額(実働時間が6時間を超える勤務)	
第1項	特別職俸給表適用職員	18,000円 (27,000円)	
	俸給の特別調整額適用職員	I種適用者	12,000円 (18,000円)
		II種適用者	10,000円 (15,000円)
		III種適用者	8,000円 (12,000円)
		IV種適用者	6,000円 (9,000円)
第2項	特別職俸給表適用職員	9,000円	
	俸給の特別調整額適用職員	I種適用者	6,000円
		II種適用者	5,000円
		III種適用者	4,300円
		IV種適用者	3,500円

別表第13(第33条第2項関係)

俸給表	職務の級又は号俸を受ける職員	加算割合
教育職俸給表	5級	100分の15(別に定める職員にあつては100分の20)
	4級・3級・特2級	100分の10(別に定める職員にあつては100分の15)
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5(経験年数30年以上の教諭にあつては100分の10)
一般職俸給表(一)	10級・9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表(二)	5級	100分の10
	4級・3級(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職俸給表	3級・2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
特別職俸給表	すべての号俸	100分の20

別表第14(第33条第2項関係)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級又は号俸を受ける職員	加算割合
教育職俸給表	I種	5級	100分の25
	II種		100分の15
	III種(別に定める職員に限る。)		100分の10
一般職俸給表(一)	I種	10級・9級・8級・7級	100分の25
	II種		100分の15
特別職俸給表		すべての号俸	100分の25

別表第15(第33条第2項関係)

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上 6箇月未満	100分の80
3箇月以上 5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第16(第36条第1項関係)

勤務成績	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

別表第17(附則第3項第1号關係)

旧俸給表	新俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職俸給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職俸給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職俸給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職俸給表(三)
医療職俸給表(二)	医療職俸給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職俸給表(二)
指定職俸給表	特別職俸給表